

!ご注意ください!

不動産の鑑定評価に関する法律の改正により 不動産鑑定士の登録申請等 の窓口が変わります。

都道府県経由事務の廃止にともない、

令和2年9月10日から、

各種申請書・届出につきましては <mark>関東地方整備局建政部建設産業第二課に</mark> 原則郵送にて提出してください。

※不動産鑑定業者については、引き続き都道府県の 不動産鑑定事務担当課を経由して提出してください。

〒330-9724 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館6階 関東地方整備局 建政部 建設産業第二課 鑑定評価指導係 宛